第３期 上富田町 子ども・子育て支援事業計画

概要版

計画の基本理念

思いやりがあり、健康で明るい、
元気な子どもを安心して育むまち　上富田

計画策定の趣旨

全国的には人口減少と少子高齢化が進む一方、本町においては、総人口は微増が続いてきましたが、令和６年は微減もしくは横ばいといった傾向で、明確な人口減少とはなっていません。ただし、出生数は緩やかに減少傾向にあり、長期的には年少人口から減少が始まっていくと考えられます。

また、子どもや子育て世代の状況を見ると、核家族化や地域のつながりの希薄化、就労する保護者の増加、そしてスマホや SNS といった新しいコミュニケーションツールへの依存など、子どもをとりまく環境は時代とともに変化してきており、子育てに不安や孤立、負担を感じる保護者も少なくありません。

現行の「第２期上富田町子ども・子育て支援事業計画」が令和６年度をもって計画期間を終了することから、これまでの本町の取組を振り返るとともに、国や県の動向、社会情勢等を踏まえ、今後の本町における子ども・子育て支援の一層の推進を図るために、第３期計画として策定するものです。

計画の性格と位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第 61 条第１項に定める市町村計画です。

計画の期間

本計画の計画期間は、次世代育成支援対策推進法及び子ども・子育て支援法の規定に基づき、令和７年度から令和 11 年度までの５年間とします。

ただし、国のこども大綱に基づき、各都道府県及び市町村は本計画や子どもに関する他の計画を包含した「こども計画」の策定が求められています。今後は計画期間に関わらず、必要に応じて見直しを実施する場合があります。

計画の全体像（施策・事業の展開）

基本理念の実現をめざして、次の３つの基本目標を定め、さらに基本目標ごとに施策・事業を設定し、子ども・子育て支援施策を推進します。

基本目標１

育児にかかる経済面での負担増や核家族化の進行、地域コミュニテイの希薄化などに伴い、子育てによる保護者の負担は増加しています。育児疲れや育児によるストレス等の蓄積が、子どもへの虐待につながる恐れがあります。

共働き家庭やひとり親家庭等を含めたすべての子育て家庭への支援を行う観点から、地域における様々な子育て支援サービスの充実を図るとともに、引き続き地域全体で子育てを支援していくための環境づくりを進めます。

施策・事業

- ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）
- ショートステイ・トワイライトステイ事業（子育て短期支援事業）
- 一時預かり事業
- 延長保育事業
- 地域子育て支援センター（地域子育て支援拠点事業）
- 副食費の実費徴収に係る補足給付事業
- 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

基本目標２

子育て家庭に対して、きめ細かな子育て支援サービス・保育サービスを効果的・効率的に提供するとともに、サービスの質の向上を図るため、地域における子育て支援サービス等のネットワークの形成促進のほか、広報やホームページなどの広報媒体を通じて子育てに関する情報提供に努めます。

また、地域の住民一人ひとりが子育てへの関心・理解を高め、継続的に地域全体で子育て家庭を支えていくための意識啓発等を進めます。

施策・事業

- 乳児家庭全戸訪問事業
- 養育支援訪問事業
- 母子保健推進員による家庭訪問
- 子育て世帯訪問支援事業
- 児童育成支援拠点事業
- 親子関係形成支援事業

基本目標３

子どもの健やかな成長には、遊びを通じての仲間づくりが大きな役割を果たすと考えられることから、すべての子どもを対象として放課後や週末等に、地域の人たちの協力を得ながら、地域において子どもたちが自主的に参加し、自由に遊び、学習や様々な体験活動、地域との交流活動等を行うことができる安心・安全な居場所づくりを進めます。

施策・事業

- 教育支援センター
- 寺子屋塾【生馬公民館】
- 思春期保健対策等の推進
- 安心して子どもを生み育てることができる地域づくり
- ひとり親家庭等の自立支援の推進
- 児童虐待防止対策の充実
- 障害のある子どもに関する施策の充実
- 児童館運営事業
- 病児保育事業
- 利用者支援事業
- 妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援事業）
- 産後ケア事業

事業量の目標

当計画では、国が定めた主要な事業について、どのくらいの需要があり、どのように対応していくかを記載することが求められており、令和７年度から令和 11 年度までの教育・保育の量の見込み及び地域・子ども子育て支援事業の量の見込みを設定しています。

教育・保育の量の見込み

（人）

認定区分	令和７年度		令和 11 年度	
	量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策
１号認定（３～５歳、教育希望）	85	105	86	105
２号認定（３～５歳、保育必要）	248	300	294	300
３号認定（０歳、保育必要）	16	10	24	24
３号認定（１歳、保育必要）	55	52	60	60
３号認定（２歳、保育必要）	70	77	78	78

確保方策の内容

量の見込みにおいては必要量を確保できる推計となっていますが、近年は低年齢児（０歳～２歳）の保育需要が増加しています。今後も申し込みの増加が予想されることから、町内の認可保育施設や認可外保育施設（企業主導型）と連携し、町立保育所との調整も図りながら、受け入れ児童の増加を検討していきます。

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

事業		令和７年度		令和 11 年度		単位
		量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策	
（1）利用者支援事業		1	1	1	1	か所
（2）地域子育て支援拠点事業		2,129	2,129	2,077	2,077	人回
（3）妊婦健康診査事業		1,568	1,568	1,568	1,568	件
（4）乳児家庭全戸訪問事業		112	112	112	112	件
（5）養育支援訪問事業		27	27	27	27	人
（6）子育て短期支援事業（ショートステイ）		3	3	3	3	延べ人
（7）ファミリー・サポート・センター事業		152	190	151	189	人日
（8）一時預かり事業	①幼稚園型（在園児が対象）	15,415	15,415	15,654	15,654	人日
	②一般型（在宅の子どもが対象）	4,292	4,292	4,275	4,275	人日
（9）延長保育事業		209	209	208	208	人
（10）病児保育事業		209	209	208	208	人
（11）放課後児童健全育成事業（学童保育）		237	210	240	210	人
（12）子育て世帯訪問支援事業		27	27	23	23	人日
（13）児童育成支援拠点事業		0	0	0	0	人
（14）親子関係形成支援事業		13	13	13	13	人
（15）妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援事業）		336	336	336	336	人
（16）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	０歳児	3	3	3	3	人
	１歳児	4	4	4	4	人
	２歳児	3	3	3	3	人
（17）産後ケア事業		233	233	233	233	人

確保方策の内容

実施している事業については、必要量を確保できる推計となっていますが、放課後児童健全育成事業（学童保育）については、近年需要が増加しており、現状の学童保育所の提供量では確保が困難な状況となっています。今後も申し込みの増加が予想されることから、学童保育所の運営法人とも連携し、確保方策を検討していきます。

地域子ども・子育て支援事業の内容

事　業		事 業 内 容
（1）利用者支援事業		就学前児童及び就学児童とその保護者に対して、必要とする適切な施設や事業等を円滑に利用できるよう努めるとともに、妊娠期から子育て期に渡り、切れ目なく支援していきます。また、利用者からの相談に応じて関係機関との連絡調整を行います。
（2）地域子育て支援拠点事業		就学前児童とその保護者を対象に、子育て支援室において、親子の居場所確保や子育ての支援を行うため、交流の場の提供、子育てに関する相談や援助、情報提供、講習等を行います。 はるかぜ保育所及びくまのの森こども園内で、親子の遊び場、相談の場として事業を実施しています。
（3）妊婦健康診査事業		妊婦に対して、妊娠届出時に、医療機関委託妊婦健康診査受診票を交付し、14 回の健康診査の費用の一部を助成します。 妊婦健診の受診状況等を踏まえながら、適切な受診を促進します。
（4）乳児家庭全戸訪問事業		生後４か月までの乳児がいる家庭を保健師又は助産師が訪問し、育児等の様々な相談に応じ、子育てに関する情報提供を行います。 全ての乳児家庭を訪問することで、育児等に関する相談や情報提供、調査等を行っていきます。
（5）養育支援訪問事業		子育てについて不安や孤立感等を抱えている家庭や虐待の恐れのある家庭など、養育支援が必要な家庭に保健師や助産師が訪問し、保護者の育児・家事等の養育能力を向上させるための支援や相談支援を行います。
（6）子育て短期支援事業 （ショートステイ）		子育て短期支援事業は、保護者が疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により子どもの養育が困難となった場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行う事業です。 緊急時の対応なども含め、事業内容について周知を図り、必要な場合に適切な対応に努めます。
（7）ファミリー・サポート・センター事業		小学校６年生以下の子どもを対象に、送迎や預かり等の支援を受けることを希望する親（依頼会員）と、支援を行うことを希望する方（提供会員）との相互援助活動の連絡・調整を行います。 現在、町内に会員組織はありませんが、田辺市の NPO 法人と協定を結びファミリー・サポート・センターを利用できるようになっています。
（8）一時預かり事業	①幼稚園型 （在園児が対象）	幼稚園・認定こども園で、教育時間の前後や土曜・日曜・長期休業期間中などに、在園児を対象に保育を実施する事業です（従来の幼稚園における「預かり保育」に該当する事業）。
	②一般型 （在宅の子どもが対象）	家庭において一時的に保育を受けることが困難となった乳幼児に対して、主として昼間において、保育所等で一時的な預かり保育を行います。
（9）延長保育事業		保育所を利用している就学前児童を対象に、保護者の就労時間の延長などにより通常の保育時間を超える保育が必要な場合、保育所での保育時間を延長して乳幼児の預かりを行います。
（10）病児保育事業		子どもが急な発熱等の病気になった場合、病院等に付設された専用スペースにおいて看護師等が一時的に保育等を行います。
（11）放課後児童健全育成事業（学童保育）		親が共働きである世帯など、留守が多い世帯の小学生を対象に、放課後に適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全育成を図ります。
（12）子育て世帯訪問支援事業		訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。
（13）児童育成支援拠点事業		養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。
（14）親子関係形成支援事業		児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業です。
（15）妊婦等包括相談支援事業 （伴走型相談支援事業）		妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。
（16）乳児等通園支援事業 （こども誰でも通園制度）		全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な育成環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに応じた形での支援を強化することを目的とし、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者等の就労要件を問わず、時間単位等で柔軟に保育施設等が利用できる制度です。
（17）産後ケア事業		退院直後の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する事業です。助産師等の専門スタッフが、宿泊もしくは日帰りで、母体の休養及び体力の回復、母体と乳児のケア、育児に関する指導等を行います。

第３期上富田町子ども・子育て支援事業計画　【令和７～11 年度】

発行日：令和７年３月　　発　行：上富田町　福祉課

住　所：〒 649-2192　和歌山県西牟婁郡上富田町朝来 763 番地　　TEL：0739-34-2373